

# 極東国際軍事裁判所条例

## 二 管轄及び一般規定

### 第五条 人並に犯罪に関する管轄

本裁判所は個人又は団体の員として平和に対する罪又は平和に対する罪を含む犯罪に付き訴追せられたる極東戦争犯罪人を審問及び処罰する権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は個人責任ある犯罪とし本裁判所の管轄に属す

- (ロ) 通例の戦争犯罪 即ち戦争法規又は戦争慣例の違反
- (イ) 人道に対する罪 即ち戦前又は戦時中民衆に対し為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為或は犯行地の国内法違反たるを否とを問わず本裁判所の管轄に属する罪の遂行として又は之に関連して為されたる政治的又は人種的理由に基く迫害、上記の罪の何れかを犯さんとする共同計画又は陰謀の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、煽動者及び共犯者はかかる計画の遂行に参加せる者の為したる一切の行為に付其の責に任ずるものとす

M. Novak, UN ~~Covenant~~ *Covenant on Civil and Political Rights*  
Art. 15 CCPR  
CCPR Commentary, 281  
NPE ~~Engel~~ (1993).

### IV. Exception under Art. 15(2)

As with Art. 7(2) of the ECHR, Art. 15(2) of the Covenant contains an exception to the prohibition of retroactive national criminal laws if an act or omission was, at the time when it was committed, criminal under customary international law. Whereas Art. 7(2) of the ECHR, like Art. 14(2) of the HRCComm draft of 1949,<sup>35</sup> paraphrases this term with "general principles of law recognised by civilised nations", Art. 15(2) of the Covenant refers in less Euro-centric fashion to "the general principles of law recognized by the community of nations" ("les principes généraux de droit reconnus par l'ensemble des nations").  
The travaux préparatoires show that Art. 15(2) was primarily to relate to the principles of international law recognized in the Nuremberg Charter and judgments, which were unanimously affirmed by the GA of the United Nations in Res. 95(I).<sup>36</sup> However, the adoption of para. 2 was disputed in both the HRCComm and the 3d Committee of the GA, and an Argentinian motion to strike the provision triggered vehement opposition, which ultimately led to its defeat by a vote of 51:19, with 10 abstentions.<sup>37</sup>  
The legal significance of Art. 15(2) is rather dubious in light of the reference to international law in Art. 15(1), which applies equally to international treaty law and customary international law.<sup>38</sup> As in para. 1, the exceptional nature of this provision relates solely to the prohibition of retroactivity of a national criminal law when the act or omission in question was criminal under customary international law at the time it was committed. This means that war crimes, crimes against peace and humanity, and similar violations of international law, such as slavery and torture, may be punished by the States Parties to the Covenant with retroactive domestic criminal laws.<sup>39</sup> However, international law itself (in particular, international treaty law) may not make certain criminal offences punishable with retroactive force.

<sup>35</sup> E/800, 22. The provision is based on a joint draft of Belgium and the Philippines, E/CN.4/SR.37, 4.

<sup>36</sup> Cf. A/2929, 45 (§ 96); A/4625, §§ 15-16; A/C.3/SR.1008, §§ 2-3. Cf. also the further references in Bossuyt 330 ff.

<sup>37</sup> A/C.3/L.865; A/C.3/SR.1013, § 47.

<sup>38</sup> See supra para. 5.

<sup>39</sup> Cf. also Frowein & Peukert 187; van Dijk & van Hoof 365 ff.

#### (通及処罰の禁止)

1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた行為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。  
2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた行為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない。

一 強制労働ニ關スル條約

一九三〇年(昭和五年)六月二八日條約案トシテ採擇  
一九三二年(昭和七年)五月一日 效力發生  
一九三二年(昭和七年)一〇月一五日 批准  
一九三二年(昭和七年)一二月二日 批准登錄  
一九三二年(昭和七年)一二月七日 公布

第十一條

推定年齢十八歳以上四十五歳以下ノ強壯ナル成年男子ノミ強制労働ニ徵集セラルルコトヲ得本條約第十條ニ定メラルル種類ノ労働ニ付テノ外左ノ制限及條件ニ從フベシ

第二十五條

強制労働ノ不法ナル強要ハ刑事犯罪トシテ處罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ眞ニ適當ニシテ且嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スルコトハ本條約ヲ批准スル締盟國ノ義務タルベシ

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約

一九一〇年(明治四三年)五月四日巴里ニ於テ作成  
一九二五年(大正一四年)一〇月二二日加入通告書寄託  
一九二五年(大正一四年)一二月二日 公布  
加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施

第一條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行爲力異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第二條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行爲力異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第三條

締約國ハ現ニ其ノ法制力前二條ニ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナラサルトキハ右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ處罰スル爲必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス

○ポツダム宣言

九 日本國軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。十 吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又ハ國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし。日本國政府は、日本國國民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人權の尊重は、確立せらるべし。十一 日本國は、其の經濟を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本國をして戦争の爲再軍備を爲すことを得しむるが如き産業は、此の限に在らず。右目的の爲、原料の入手(其の支配とは之を區別す)を許さるべし。日本國は、将来世界貿易關係への参加を許さるべし。

●日本國との平和條約

(昭和二十七年四月二十八日)

第一條

日本國は、極東國際軍事裁判所並びに日本國內及び國外の他の連合國戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本國で拘禁されている日本國民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとす。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本國の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東國際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本國の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第十六條

日本國の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合國軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本國は、戦争中中立であつた國にある又は連合國のいづれかと戦争していた國にある日本國及びその國民の資産又は、日本國が選取するときは、これらの資産と等価のものを赤十字國際委員會に引き渡すものとし、同委員會は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員會が公平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適當な国内機關に対して分配しなければならぬ。この條約の第十四條(a)(2)(iii)から(v)までに掲げる種類の資産は、條約の最初の効力發生の時に日本國に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの條の引渡規定は、日本國の金融機關が現に所有する一万九千七百七十株の國際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。